

新型コロナウイルス感染症出席停止期間表

〔沖縄県教育委員会版参照〕

★発症日から5日間は必ず休む、かつ、症状軽快後24時間経過後から登校可能です。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向である場合をいいます。

〔最低基準〕 発症後5日を経過するまでは 出席停止		発症当日 を0日目とする	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
		出席停止									
例1	発症後3日目に症状軽快した場合				症状軽快	症状軽快持続	症状軽快持続	登校可能			
例2	発症後4日目に症状軽快した場合					症状軽快	症状軽快持続	登校可能			
例3	発症後5日目に症状軽快した場合						症状軽快	症状軽快持続	登校可能		
例4	発症後6日目に症状軽快した場合							症状軽快	症状軽快持続	登校可能	
例5	発症後7日目に症状軽快した場合								症状軽快	症状軽快持続	登校可能